

川崎地区事業所特定退職金共済制度規約の一部改正（案）について

1. 改正の理由

暴力団排除条項の導入対応のため、当所共済制度引受保険会社において団体保険約款が改定されることを受け、当所共済制度規約の一部を改正する。

2. 変更箇所について（_____部分が改正箇所）

旧 条 文	新 条 文
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 1～12 略</p> <p>第3条～第20条 略</p> <p>(契約の解除) 第21条 略 2 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p> <p>第22条～第39条 略</p> <p>附 則 1～6 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(定義) 第2条 1～12 略 <u>13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。</u></p> <p>第3条～第20条 略</p> <p>(契約の解除) 第21条 略 2 (1) 略 <u>(2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 <u>(6) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</u></p> <p>第22条～第39条 略</p> <p>附 則 1～6 略 <u>7 この規則は、平成24年10月1日から施行する。</u></p>

以上